

## 平成26年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成26年4月23日（水）13：30～15：30  
宮城県行政庁舎 9階 第一議室

進行

挨拶（教育長）

○ 開会

○ 皆様こんにちは。この度は大変お忙しい中、平成26年度 宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。教科用図書、いわゆる教科書ですが、これについては学校教育の主たる教材として位置付けられておりまして、子供たちが学習を進める上で重要な役割を果たしております。近年、この教科書への人々の関心は高いものがありますが、新聞報道等におきましてもその採択等について様々な地域で大きく取り上げられているところでもございます。この重要な役割を担う教科用図書の採択が各市町村等におきまして関係法令に基づき、適正且つ公正に行われる事が極めて大切であります。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会等に対して、当審議会のご意見を踏まえ、必要な採択基準や選定資料等を作成し、指導助言等を慎重且つ適正に行って参りたいと考えております。今年度は、後ほど質問させていただきますが、小学校で使用する教科用図書、特別支援学校の小中学部及び、小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきまして、採択基準等のご審議をいただくこととしております。今後、本日の審議内容を踏まえて、各教科用図書について更に綿密な調査研究を行うことになっておりますが、そのための専門委員については別途委嘱をしているところでございます。今回、ご議論いただく採択基準及び選定資料等は、各採択地区協議会が独自の調査研究をし、教科用図書の採択を行う上で、一つの拠り所ともなるものであります。重要な意味を持つものと考えております。委員の皆様方には、限られた時間の中でご審議いただくことになりますが、忌憚のないご意見、ご指導をいただきますようお願い申し上げまして挨拶と致します。本日は宜しくお願い致します。

進行

事務局

○ 委員及び関係職員の紹介

○ 委員長と副委員長の選出については、当審議会の規定では、審議会に委員長1名及び副委員長1名を置くことになっている。暫時の間どなたかに仮議長になって、進めていただきたい。どなたにお願いしたらよろしいか。

<事務局一任の声>

○ ○○委員に仮議長をお願いしたい。

○ どなたか推薦はないか。

○ 委員長には○○委員、副委員長には、○○委員を御推薦申し上げる。

<委員賛同>

○ これで私の務めを終わらせて頂く。

○ ○委員、○○委員には、委員長席、副委員長席に御移動願う。

○ 本日は委員長を務めさせて頂く。

○ 当審議会において御審議いただく事項について、宮城県教育委員会から質問する。

○ 「平成27年度使用教科用図書の採択について質問」

平成27年度使用の教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項、及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求める。

1 市町村立、国立及び私立の小学校において、平成27年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項

2 特別支援学校及び特別支援学級において平成27年度使用する教科用図書

- （学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準、選定資料及びその他指導・助言等に関する事項。
- 審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。なお、審議に入る前に教育長が退席する。
- <教育長退席>

**審議事項（1）「本会議の公開について」**

- 委員長 ○ 具体の諮問内容に対して、審議に入る前に、審議事項（1）の会議の公開について事務局から説明願う。
- 事務局 ○ 宮城県情報公開条例により、審議会は原則公開と定められている。ただし、非公開条項が含まれる審議等や、会議を公開することにより会議の公正且つ円滑な運営に支障が生ずると認められた場合で、会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことが出来る。この場合は、第1回審議会で公開、非公開を決定することとされている。  
本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく、公開が適当と考える。第2回審議会に関しては、審議内容の中で具体的に各出版社の教科用図書の特徴等についての審議があり、採択の公正を確保するためには、その部分の審議については一部非公開が適当と考える。以上、御審議いただきたい。
- 委員長 ○ ただいま説明のあった公開の件についてお諮りする。会議の公開についてこれでよろしいか。
- <委員賛同>

**審議事項（2）「諮問事項について」**

**諮問事項1 「市町村立、国立及び私立の小学校において、平成27年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項」**

- 委員長 ○ 審議の（2）の諮問事項について事務局から説明願いたい。
- 事務局 ○ 教科用図書採択制度について説明を申し上げる。小学校、中学校で使用する教科用図書については、4年おきの採択になっている。一方、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとなっている。今年度は小学校で使用する教科用図書及び特別支援学校、特別支援学級で使用する教科用図書の採択年度となっている。

教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法令上、採択にあたっては、市単独での採択の他、近隣の市町村が共同採択地区を設置することによる、地区内の市町村教育委員会による共同採択がある。宮城県の採択地区は8地区に分かれている。

県立の特別支援学校の教科用図書の採択については、県教育長が行うことになっている。県立中学校については資料を参照願いたい。

次に教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。教科用図書選定審議会の任務は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第9条に定められており、県教育委員会は、教科用図書の研究に関し、計画、実施して市町村教育委員会とその採択に関する事務について、適切な指導、助言、または援助を行う義務を有することが定められている。また、設置については、同11条において、県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないとされており、当審議会の設置根拠及び諮問機関としての役割が示されている。この法律に基づいて県教育委員会では、「教科用図書選定審議会条例」を定めると共に、審議会規定を定めている。なお、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたので、資料に掲載した。

次に教科用図書採択事務日程について説明する。

- ・第1回教科用図書選定委員会：教科用図書の採択基準及び、選定資料等についての審議（4月23日）
- ・教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査（5月12日～5月16日）
- ・第2回教科用図書選定委員会：選定資料に基づいた審議
- ・県教育委員会への答申
- ・教科書展示会：6月～7月にかけて県内14か所で実施
- ・採択地区協議会（6月中旬～7月上旬）
- ・教科用図書の採択（7月下旬まで）
- ・県立特別支援学校については別日程

本審議会で御審議いただく内容について説明する。本日は2点について御審議願いたい。1点目は平成27年度使用小学校教科用図書採択基準について2点目は、平成27年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択基準についてである。

(資料配布)

教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すものであり、専門委員が教科用図書の専門事項の調査研究等にあたる上での基準になる。今年度は平成23年度の採択基準を一部改め、「基礎・基本的学習と共に発展的学習を進めることができるよう、教材等の配慮が成されているか」を「基礎的・基本的な知識技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮が成されているか」とした。なお、3の(1)から割愛した発展的学習については、2の(3)で引き続き記述した。採択基準全体については、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4項目から示している。これらの項目に従って、御審議願いたい。

- それでは、項目ごとに審議願いたい。
- 採択基準1番、2番はこの通りでよい。

3番目は23年度の採択基準よりもより明確に、今、時代が子供たちに育みたい内容が明確に出てるので賛成する。「知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成、主体的な学習態度の形成を進められるよう」という言葉が大変生かされている。その他は23年度と同じ内容なので安心している。

- 3番のことについて評価いただいた。内容、組織、学習指導、体裁と分けて審議する予定だったが、全体を見て気が付いた箇所について御意見をいただきたい。
- 1番、2番は23年度と同じで良い。3番(1)の「発展的学習を進める」という内容も2の(3)に含むということでよい。学習と指導に関する事例である3には、発展的な学習と指導に関するを取り入れてもよい。
- 今の段階で答えられる範囲で事務局お願いする。
- 発展的な学習については、1の(4)にも「学習の充実と発展を図る」として盛り込んだ。新採択基準には、より今日的な学力観ということで思考力・判断力・表現力を前面に出してきている。3番にも「発展的な学習」を入れた方がよいという御意見については、各委員の考えをいただきたい。
- 「発展的な学習」には学習指導の側面だけでなく学習内容の側面もある。事務局案は、学習内容上、学習指導上でも当然発展的な学習の必要性を認めた上で、それを進めるための教育内容上の「組織と配列」の構成に焦点を当て、2番の(3)に「発展的な学習」を入れたのではないかと理解した。○○委員はいかがか。
- 「発展的な学習」については、1番の(4)にも「発展を図る」として入っ

委員長  
○○委員

委員長

○○委員

委員長  
事務局

委員長

○○委員

- 委員 ているので、私は新基準案で良いと考える。
- 委員 ○ 発展的な学習という言葉を使う箇所はこのままで良い。
- 委員長 ○ 特にない。(了承)
- 委員 ○ ○○委員はいかがか。
- 委員 ○ はい。(了承)
- 委員 ○ 旧(採択基準)を読ませていただいた時に、3の(1)に新しい学習指導要領の考え方の思考力・判断力・表現力の方を入れなくてはいけないと考えていたので、新(採択基準案)にそれらが挿入されたことは大変大切なことだと感じた。
- 委員 ○ 3の(1)は、他との兼ね合いを考えて整理されており、採択を考えいくという時には非常にすんなり入って来ると思う。
- 委員 ○ 3の(1)は、学習指導要領に則って、新たな流れ、課題に沿って、適切に表現をされており、教科書採択基準として賛成である。
- 委員 ○ 1, 2に関しては、このままで良い。(新基準の)3は、発展的な学習についても網羅する表現になっていると思うが、教材等の配慮についても含んでいるのであればよい。
- 委員長 ○ 新基準の文言では、「教材等への配慮」についてカバーされているか。
- 事務局 ○ 「教材」という言葉が新(基準)にはないという点について、「学習と指導に関すること」に具体性を持たせる一つの御意見として頂戴した。ただ、今回は「思考力・判断力・表現力」まで含めて、広い見地から学習と指導をとらえたということ。審議会としての方向性を示してほしい。
- 委員長 ○ 3(1)には「教材等への配慮」についても含まれているということでよいか。
- 事務局 ○ 意図はそういうことだ。
- 委員長 ○ ○○委員、いかがか。
- 委員 ○ 教材等が配慮されているのか、含まれているのか疑問に思ったが納得した。
- 委員 ○ 4つの項目から基準として見ていくと、重複してしまう印象の箇所が出てしまうのではないか。しかし、これまで通り4つの項目を生かしてよいのではないか。
- 委員長 ○ 重複という印象を持たれた所を御指摘いただきたい。
- 委員 ○ 3の(5)の「適切に配置されている」は4と重複しているように思う。
- 委員長 ○ 学習指導上の方法論の問題なのに対し、4は、表現の体裁ですね。
- 委員 ○ 1, 2, 4は特に問題ない。3番の(1)は、教材の工夫、発展的な学習についてもカバーできているので、新しい案でよい。
- 委員 ○ 3番の(4)について、「他教科や総合的な学習の時間等との関連」には教科、総合的な学習の時間だけでなく、外国語活動や特別活動も入る。総合的な学習の時間だけが記述されていることに違和感を覚える。また、「道徳教育との関連への配慮」についての記述がないがいかがか。
- 委員長 言語活動の充実についても記述がないがいかがか。また、教科書には、評価も含まれているべきだが、評価についてはどう考えるか。
- 委員 特に、道徳教育への配慮について、委員の意見を聞きたい。
- 委員長 ○ ○○委員の意見についてどうか。
- 委員 ○ 教科書の採択基準で、道徳教育にまで踏み込むのはいかがなものか。
- 委員 ○ 道徳との関連は良い視点だと思う。
- 委員 しかし、採択基準としては疑問があるため、今回は出さない方がよい。
- 委員 ○ 道徳は大切だが、採択基準としては抵抗がある。
- 委員 ○ 皆さんの御意見を聞いて、道徳という言葉が入ることによって、教科として学ばせたいことが薄まるという認識をもった。(採択基準には盛り込まないことを了承)
- 委員長 ○ 道徳は学校の全教育活動を通してきちんと指導していただき、採択基準と

- しては入れないことにする。  
言語活動と学習評価についてはいかがか。
- 言語活動や「言葉の力」の育成については、教科書も大分工夫されている。現場でも、この言葉の力の育成に相当の工夫を凝らしながら、努力している。思考力や判断力や表現力を育成するためには言葉の力が必要であり、学習と指導に関する基準としてよいと思う。
- 現場では、言葉の力の育成に相当の工夫を凝らしながら実現の為に努力している。思考力や判断力や表現力を育成するための言葉の力というようなところでは非常に理にかなっており、非常によい。
- 3（1）に示された学力には、今求められている見通しを持ったり、振り返りをしたりする活動の充実や学習習慣の形成、繰り返し学習の大切さ等が全て網羅されるように思うので、3（1）の基準はよいのではないか。3の（5）と4の（4）については、バランスの点で関連はどうであろうか。  
3（5）と4（4）の関連はいかがか。
- その項目間での内容的な重複部分は御指摘の通りと考える。しかし、重複はするけれども、見る観点によって、捉え方も位置付けもかわるということで、御理解願いたい。
- 「バランス」がどこにかかるかということだが、4（3）の活字の大きさや色彩、4番の大きさや配置といった諸々のものを内包していると考える。幅広くとらえていただければと思う。
- 幅広くということで、図表には限らないということならば、前半のカンマの後に何か文言が必要な気がするが、事務局に任せる。
- 考えを網羅しなければならないため、重なる部分もある。1, 2, 3, 4の一つ一つの文中にも、やはり重なる部分もある。より適切な言葉と表現があれば、また御指摘いただきたい。
- 基本的には事務局案の採択基準に賛成。適切な配置とバランスについては、小学生にとっては第一印象が大切になるので、パッと見た後、徐々に考え方整理されていくような配置がよい。3の（4）と（5）については事務局の説明の通りでよい。
- 全体的にこれでよい。3番（2）で「学習の動機付けや」のところを「学習の動機付けを図り」と一度切り、それとは別に自主的な学習が進められるように、言葉を足して、はっきりと区別したい。
- 3の（2）については、児童の経験や興味を大切にしたとき、子供の意識としては、学習の動機付けも自主的な学習も一つの流れの中にあると考え、このような表現にした
- 「学習の動機付けを図り」の方が一文としては適切ではないかと思うが、基準としてみた時にはその一文だけではカバーできないと思われる。そこで、案の通りとさせていただきたい。
- 3（1）のように詳しく記述していただくとよりイメージし易い採択基準になると感じた。特に「主体的な学習態度」ということで意欲・態度の面もここに含まれるため、採択時に、よりイメージし易いものになった。4（4）は、レイアウトやバランスが中心になるのであれば、図表等の「等」を「配置」の後ろに付け、「図表の大きさや配置等、レイアウトやバランスが」としてはどうか。どこに重きを置くかによって変わってくる。
- 「等」を付ける位置によって対象となるものが違ってくる。対象が図表であることから、図表等とした。大きさや位置等とすると対象が広がりすぎる懸念がある。
- 新基準案に関しては1番から3番まではよい。4番の（5）の「環境への配慮」とは、どのような要素が含まれているのか。
- 教科書は掲載内容に環境への配慮があることは大事だが、製造する過程で

- 委員 も配慮しているかどうかということ。
- 委員 ○ 新基準3の(1)は、とても具体的で、一目見て内容が分かるようになっていてよい。保護者として、今の子供たちに欠けている主体的な学習態度が入っているのが、とてもいいと思った。案の通りでよい。
- 委員 副委員長 ○ 3(1)に具体的な文面が入れられたことが分かりやすくてよい。3番の(5)と4番の(4)については、3の(5)は学習と指導の面から見た内容についての配置であり、4の(4)については図・表そのものの配置やレイアウト、バランスだと理解した。案の通りでよい。
- 事務局案のままでよい。
- 3の(1)に議論が集中したのは当然であり、「知識・技能を活用して、自ら考え、判断し表現する力を育む」というあたりを受けての表現や、育成あるいは形成を進められるよう配慮というあたりも改定された学習指導要領からきていると受け止めた。同時に内容とは、基礎的な知識・技能を身に付けた上で、それらを活用して自ら考え、判断し、表現していくという発展的な内容を受動的に含んだものであると思った。
- 「発展的な学習」については、具体的な表現に置き換わったということなのだと納得した。重複かというようなところもそれぞれにおかれている意味があることを再確認させていただいた。外国語活動や道徳についての議論があったがありうることだと思った
- 案を平成27年度使用教科用図書の採択基準として認めることに異存はないか。  
 (全委員了承)
- 御意見あるいは御要望、理解の仕方について、事務局でまとめ、整理していただきたい。それでは、審議事項1小学校の採択基準について、御了承いただいたということで進めてよろしいか。  
 (全委員了承)
- では、審議1についての審議は終わりたい。続いて審議事項2について、事務局から説明願いたい。

## 審議事項(2)「諮問事項について」

### 諮問事項2 「特別支援学校及び特別支援学級において平成27年度使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準、選定資料及びその他指導・助言等に関する事項」

- 委員長 審議事項(2)の諮問事項について、事務局から説明願いたい。
- 事務局 特別支援学校及び特別支援学級において平成27年度に使用する学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書の採択基準についてこれから御審議をいただきたい。

ここでいう学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則の教科用図書使用の特例第9条で規定されている教科用図書のこと、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学大臣が著作名義を有するもの、いわゆる☆本と呼ばれる教科書以外の教科用図書のことであり、例えば、絵本や図鑑などがこれに当たりこれらを一般図書と呼んでいる。

小・中学校的教科書は、通常4年に一度の採択となっているが、附則第9条の規定による教科用図書は、毎年採択されることから、毎年度採択基準について御審議いただいている。採択基準案については、第1の基本的な考え方方に続き、第2として教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 記述内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関する事項」「4 表現と体裁等に関する事項」を示している。

御審議を宜しくお願ひする。

- 委員長 ○ 事務局の説明について、質問等はないか。  
特別支援教育の専門の委員からご意見をお聞きし、その後何かあったらお願ひしたい。
- 委員 ○ 特別支援学校・学級の児童生徒の実態は大変幅広くかなり能力差が大きい。いわゆる☆本と呼ばれる本以外の一般の図書を多くの児童生徒が教科書として使用している。その上で1から4についての内容についてこのとおりで良いと思う。子供の実態に応じてその中から先生方が選べるということが大事だ。
- 委員 ○ このことについては、意見を出すことが難しいと考える。
- 委員 ○ このままでいいと思うが、1番は児童生徒の実態に応じてというところだ。「4 表現と体裁等に関するこ」が、小学校採択基準の4(1)では「学年に応じて適切であるか」となっていたので、一般図書採択基準の4(2)も「児童生徒の実態に応じて、表記・表現が適切であるか」としてはどうか。(特に意見なし)
- 事務局 ○ 障害のある子供たちは、実態の幅が大きい。頂戴したご意見を事務局で検討し、委員長の助言をいただきながら考えていきたい。
- 委員長 ○ 事務局一任ということでよろしいか。  
ただいまの意見に対し、関連した質問・ご意見はないか。
- 委員 ○ これは言葉等が実態に合わせて適切かということではなく、学校教育にはふさわしい表現・表記かという意味でとらえた。あえてここに入れなくても良いと思う。
- 委員 ○ そのように考えることで了解する。
- 委員長 ○ 念のため事務局で持ち帰り確認するという形で進めていきたい。
- 委員 ○ 各支援学校では、児童生徒の興味・関心に基づくというのが一番大きい。  
そこで幅広く選択できるのがよい。  
表記・表現については、一般的に教科書として用いるのに適切でない表現を一部使っている絵本等も最近は出ているので、子供にとって適切なものかという点を押さえていけばよい。
- 委員 ○ 一人一人の子供の実態に即した選定基準なので、この1, 2, 3, 4を最低の基準とするのがよい。
- 委員 ○ 私もこの採択基準でよろしいと思う。
- 委員 ○ 対象となる子供たちが非常に幅広いということなので、小学校に合わせた基準と比較すると少し表現が違ってくるのはやむを得ない。ただ、4の(3)で、小学校の採択基準は「大きさや字体」だが、こちらは「字形」となっている。これには何か意味があるのか。
- 委員 ○ 絵本の中には色々なかたちでデザインされた文字があるので、字形でかまわないと思うがいかがか。
- 委員 ○ 特にない。
- 委員 ○ 中身については特にないが、4の(4)について、「レイアウトとバランス」はカタカナではなく、日本語（漢字熟語）で示してほしい。
- 事務局 ○ 事務局で再度検討させていただく。しっかりと採択の意図が伝わるように整理して次回の審議会にお示しできるようにしたい。
- 委員 ○ 1から4までの内容でふさわしいと考える。よく考えて設定されている。
- 委員 ○ 特にない。原案の通りでお願いする。
- 委員 ○ 4の(2)の「学年に応じた」はここに入れるべきではない。障害の種別によって使う学年がいろいろあるのだから、ここに入れないとよい。何でも使いやすくしてしまうことで、その障害種の子供の成長を逆に促せない場合がある。大変吟味されていると思う。
- 委員 ○ これでよいと思う。ただ、1の(2), 学校教育の方針と重点のところは、小学校は「沿っているか」、特別支援は「主旨の実現に」となっているがどう

	か。1の(5),出所・出典のところに「資料の」というのが小学校にはないが、一般図書にはあったり、2の(1),「学習効果が上がる」が漢字だったり平仮名だったり「上がるよう」の「に」があつたりなかつたり等、違和感をもつた。
○○委員	○ 全体として特にない。「レイアウト」と「バランス」について、「レイアウト」は配置、「バランス」は全体との調和ではどうか。
○○委員	○ 特に採択基準に問題ない。
○○委員	○ 小学校と比較して検討していただきたい。
○○委員	○ 小学校の採択基準と比べてみて、「記述内容」に「記述」を入れる必要があるのか。また、より丁寧に言葉が使われていると感じた。 内容については昨年度も検討したので、これでよい。
副委員長	○ このままの採択基準で大丈夫だ。
委員長	○ 一般図書は、教科書として作られた本ではないので、教科書の基準で見てしまったり県教育委員会の方針に沿っているか厳格に見てしまったりしたら、どの本も採択できないということになってしまふ。だから「記述内容」とか「主旨の実現」とか、あえてカッコをつけてあるのはそういう意味ではないか。一般図書はあまり厳格に教科書基準に合わせていかなくてもよいのではないか
	一人一人の子供の実態に合わせ、機械的な採択基準にはしないことを理解した。しかし文言の使い方などこれまでに出た御意見は、事務局で預かり、対応することで了解していただきたい。
	(委員賛同)
	2番目の諮問事項については了承いただいたものとして進める。
	審議会規定第4条で、専門委員は委員長の命により、専門事項の調査に従事するということになっているので、御要望、御意見、そして確認事項については事務局から専門委員にお伝えいただきたい。
	審議事項3に入る。事務局から何かあるか。
事務局	○ 第2回審議会の日程についてお諮りいただきたい。 事務局としては第2回審議会を5月28日(水)午後1時30分から午後3時30分に、この会場で開催したいがいかがか。
委員長	○ この提案に御異議はあるか。
	(委員異議なし)
	審議事項3は了承いただいたものとする。
	以上で6番の審議事項についての審議を終わる。
閉会挨拶 (義務教育課長)	本日は、長時間にわたりまして、諮問事項等の内容につきまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。 本日いただきました、「採択基準」についてのご意見等につきましては、調査・研究にあたる専門委員にしっかりと伝え、調査研究を進め、充実した選定資料を作成してまいりたいと思います。 教育長の冒頭の挨拶にもありましたように、教科用図書は、学校教育の中で主たる教材であり、将来を担う子どもたちに、いかなる教科書を使わせるかは、大変重要な意味をもっております。ご承知の通り、この4月に改正教科書無償措置法が成立し、「採択地区の設定単位の変更」、「採択結果及び理由の公表など」が示されました。これまでにないくらい教科用図書の採択に関して、国民の関心が高まっているところでございます。次回、第2回の審議会では、実際に、新しい教科書及び一般図書を閲覧していただき、専門委員が調査・研究し、作成した選定資料についてご審議していただきたいと思います。 次回も、本日のように、皆様のそれぞれの専門的見知から、貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。